

# ○国立大学法人筑波技術大学入学試験委員会規程

〔平成17年10月3日〕  
規程第13号

最終改正 令和5年6月28日規程第26号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第22条の規定に基づき、入学試験委員会（以下「入試委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 入試委員会は、入学者選抜に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本方針の策定に関すること。
- (2) 実施計画に関すること。
- (3) 学生募集に関すること。
- (4) 合格候補者の選考基準及び選考に関すること。
- (5) 選抜方法の改善に関すること。
- (6) 大学入学共通テストに関すること。
- (7) その他入学者選抜に関する重要事項

(組織)

第3条 入試委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) 産業技術学部長
- (4) 保健科学部長
- (5) 障害者高等教育研究支援センター長
- (6) その他各部局長から推薦され、学長が指名する教授 若干名

(任期)

第4条 第3条第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 入試委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は教育担当副学長をもって充てる。
- 3 委員長は、入試委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第6条 入試委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 入試委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(入学試験実施委員会の設置)

第8条 入試委員会には、産業技術学部及び保健科学部ごとに、入学試験実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

(実施委員会の委員)

第9条 各実施委員会は、次に掲げる当該学部の委員をもって組織する。

- (1) 第3条第3号から第6号までの入試委員会委員
- (2) 学部長補佐
- (3) 障害者高等教育研究支援センター副センター長
- (4) 学科長、専攻長及び副学科長
- (5) 障害者支援研究部長及び障害者基礎教育研究部長
- (6) 第12条第1項の各小委員会の委員長
- (7) 当該学部の教授、准教授、専任の講師又は助教のうちから学部長が指名する者 若干名  
(実施委員会の委員長)

第10条 各実施委員会に委員長を置き、当該学部の学部長をもって充てる。

(実施委員会の任務)

第11条 各実施委員会は、入試委員会が定める方針に従って、当該学部の入学者選抜に関し必要な事項を審議するとともに、各小委員会を統括・調整して入学者選抜を実施し、その結果を入試委員会に報告するほか、入学者の学業成績等の追跡調査等を含む、入学者選抜方法の改善に必要な調査研究を行う。

(小委員会の設置等)

第12条 各実施委員会のもとに、当該学部の入学者選抜に係る検査項目に応じて各小委員会を置く。

2 前項の各小委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(合格候補者選考委員会の設置)

第13条 入試委員会には、産業技術学部及び保健科学部ごとに、合格候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の委員)

第14条 各選考委員会は、次に掲げる当該学部の委員をもって組織する。

- (1) 第3条第3号から第5号までの入試委員会委員
- (2) 学部長補佐
- (3) 障害者高等教育研究支援センター副センター長
- (4) 学科長、専攻長及び副学科長
- (5) 障害者支援研究部長及び障害者基礎教育研究部長  
(選考委員会の委員長)

第15条 各選考委員会に委員長を置き、当該学部の学部長をもって充てる。

(選考委員会の任務)

第16条 各選考委員会は、入試委員会の付託を受けて、当該学部の各学科・専攻選考委員会を統括・調整して合格候補者を選考し、その結果を入試委員会に報告する。

(学科・専攻選考委員会の設置等)

- 第17条 各選考委員会のもとに、当該学部の学科又は専攻ごとに合格候補者を選考するため、各学科・専攻選考委員会を置く。
- 2 各学科・専攻選考委員会は、当該学科又は専攻に所属する教授，准教授，専任の講師及び助教で組織する。
- 3 各学科・専攻選考委員会の委員長は、当該学科長又は専攻長をもって充てる。

(事務)

- 第18条 入試委員会に関する事務は、聴覚障害系支援課及び視覚障害系支援課において処理する。

(その他)

- 第19条 この規程に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、入試委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波技術大学入学試験委員会規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。